

南島史学会評議員選挙規定

第一条 評議員の定数は十名以内とする。

第二条 評議員の選出は国内在住の普通会员の直接選挙によって行なう。

第三条 選挙権および被選挙権を有する者は普通会员とする。

第四条 一 評議員は、一研究・教育機関につき二名までとする。大学付置研究所は付置された当該大学に含めるものとする。

二 評議員選挙の当選者は、得票数の多い者から定数に達するまでの者とする。但し前項の規定により、一研究・教育機関につき三名以上の当選者がある場合には、当該機関に所属する高位二名のみを当選者とする。この規定により、失格者が生じた場合には、次点の高位得票者の中から当選者を繰り上げ補充するものとする。

三 得票数が同じであるときは、選挙管理委員会において、抽選により決定する。

四 欠員が生じた場合の補欠評議員候補者を選定しておく。

五 選挙後最初の総会までに欠員が生じた場合は、繰り上げによる補充を行なう。

六 会長が選出された後に欠員が生じた場合、補欠の選任は会長に委ねる。

第五条 投票は所定の投票用紙による郵送をもって行ない、定数以内を連記するものとする。選挙の結果は、各候補者の得票数を合計し、得票数上位の者から順に、その定数に達するまで、評議員予定者を決定していくこととする。

第六条 選挙は選挙管理委員会の管理のもとに行なう。選挙管理委員会は、理事二名、および理事会の指名する理事以外の会員二名をもって構成し、会長がこれを招集する。

第七条 この規則の運用は、すべて選挙管理委員会の権限に属するものとする。

附 則

本規定は平成二十六年十月二三日より施行する。なお本規定の変更は理事会において立案し、評議員会を経て会員総会の決議を必要とする。